

沿岸広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和4年4月1日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字葉山58番1地先から字恵蘇114番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで